



軽減対象世帯を拡大するため軽減判定所得基準額を見直します

世帯主と国保被保険者、特定同一世帯所属者(※1)の前年総所得金額等の合計が下記金額以下の世帯については、国民健康保険税の均等割と平等割が定められた割合で軽減されます。

均等割…国保被保険者数×均等割額 平等割…1世帯に対する金額

軽減措置改正

区分	現行	改正後	改正箇所
7割	33万円	43万円+10万円× (※2 給与所得者等の数-1)	・33万円 → 43万円 ・10万円×(給与所得者等の数-1)を追加
5割	33万円+28.5万円×被保険者数 (特定同一世帯所属者を含む)	43万円+28.5万円×被保険者数 (特定同一世帯所属者を含む)+ 10万円×(給与所得者等の数-1)	
2割	33万円+52万円×被保険者数 (特定同一世帯所属者を含む)	43万円+52万円×被保険者数 (特定同一世帯所属者を含む)+ 10万円×(給与所得者等の数-1)	

※1 特定同一世帯所属者：国保から後期高齢者医療制度に移行した人

※2 給与所得者等：一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人



静岡県後期高齢者医療保険料の軽減措置などが変わります

令和3年度の後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」の軽減措置や旧ただし書所得の算定が、次のとおり改正されます。(均等割額および所得割率自体の改正はありません)

▼保険料均等割の軽減措置の特例が見直されます

均等割額は、所得が低い人の負担軽減を図るため、世帯の所得の状況に応じて、法令により軽減措置(7割軽減、5割軽減及び2割軽減)がとられています。なお、令和2年度までは特例的に軽減割合が上乘せされてきましたが、世代間の公平を図り、医療保険を将来にわたり安心できる制度にする観点などから、段階的に特例が見直され、本来の軽減割合に戻ることになりました。

年度	軽減判定所得基準額(※1)	軽減措置	軽減額
	33万円以下(かつ、被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他の所得がない場合) ^{※2}		33万円以下
令和2年度		7割軽減 【12,600円】	7.75割軽減 【9,400円】
令和3年度		7割軽減 【12,600円】	

※1 軽減判定所得基準額は、世帯主および世帯の被保険者全員の前年中の総所得金額などの合計です。

※2 【 】内の金額は、均等割額(令和2・3年度は42,100円)に対する軽減後の保険料額です。

▼均等割額の軽減判定基準額が見直されます

税制改正により見直される軽減判定基準(7割・5割・2割)については、国民健康保険税と同じ内容となります。

▼旧ただし書所得の算定方法が見直されます

税制改正により、給与所得控除・公的年金等控除が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられました。後期高齢者医療制度においては、地方税法の規定を引用している部分があるため、所得割額の算定に用いる「旧ただし書所得」の算出方法を見直します。

年間保険料の
計算方法
(令和3年度)

年間保険料

=

均等割額

42,100円

+

所得割額

前年の総所得金
額等 - 43万円 × 8.07%
(旧ただし書所得)